

令和3年度南部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

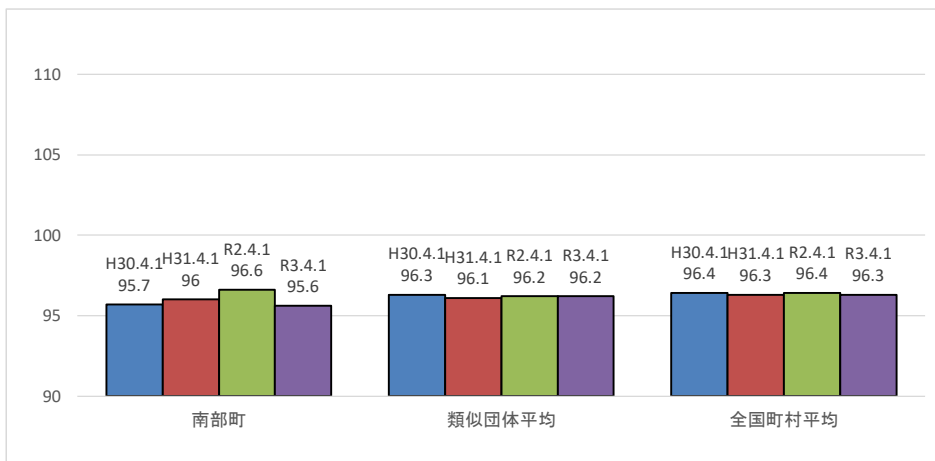
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(R3年1月1日)	A		B	B/A	令和元年度の人件費率
令和2年度	人 7,435	千円 6,291,650	千円 579,493	千円 962,960	% 15.3	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 96	千円 346,632	千円 50,590	千円 138,420	千円 535,642	千円 5,580	千円 4,505

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※南部町は、人事委員会を設置していないので記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

給料表の改定実施時期：平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※南部町は、地域手当の対象外地域となります。

(支給割合) (実施時期) (参考)					
	平成26年度 の支給	平成27年度 4月1日時点 の支給割合	平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
国の基準による支給割合					
支給割合					

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	41.1 歳	304,248 円	348,199 円	332,896 円
山梨県	43.2 歳	331,674 円	411,337 円	368,108 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	41.3 歳	303,228 円	352,080 円	328,022 円

②技能労務職

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	民間			参考 A/B
						類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南部町	1人	55.0 歳	255,500 円	262,600 円	262,600 円	-	-	- 円	-
うち用務員	1人	55.0 歳	255,500 円	262,600 円	262,600 円	用務員	50.3	235,200 円	1.12
うち学校給食員	-	-	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
うち清掃職員	-	-	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
うちその他の職員	-	- 歳	- 円	- 円	- 円	-	-	- 円	-
山梨県	86人	54.1 歳	356,225 円	- 円	378,635 円				-
国	2201人	50.9 歳	286,947 円	- 円	328,603 円				-
類似団体	4人	4.0 歳	286,138 円	305,729 円	296,953 円				-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南部町	4,281,000	3,186,100	1.34
うち用務員	4,281,000 円	3,186,100 円	1.34
うち学校給食員	- 円	- 円	-
うち清掃職員	- 円	- 円	-
うちその他の職員	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24~26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	42.6 歳	260,500 円	290,025 円	277,425 円
山梨県	42.1 歳	353,712 円	422,913 円	378,400 円
国	47.6 歳	319,112 円	- 円	357,517 円
類似団体	43.0 歳	304,044 円	361,453 円	317,969 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、3 1 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		南 部 町	山 梨 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	158,580 円	- 円
	中 学 卒	- 円	140,949 円	- 円
教育職	高 校 卒	- 円	212,381 円	- 円
	中 学 卒	- 円	167,345 円	- 円
看護保健職	大 学 卒	209,800 円	- 円	- 円
	短 大 卒	200,700 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

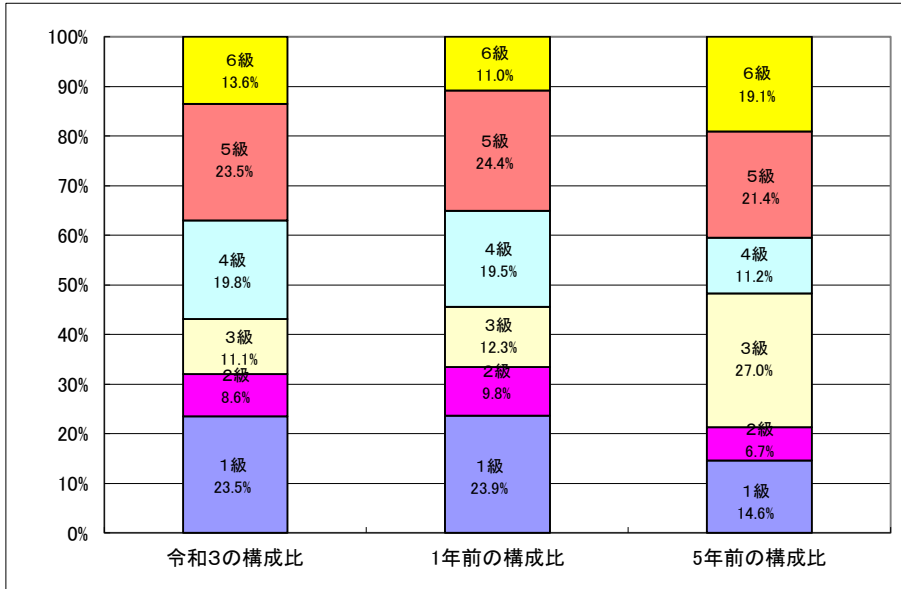
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,100 円	358,500 円	383,200 円	392,700 円
	高 校 卒	245,400 円	294,300 円	353,000 円	389,300 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護保健職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

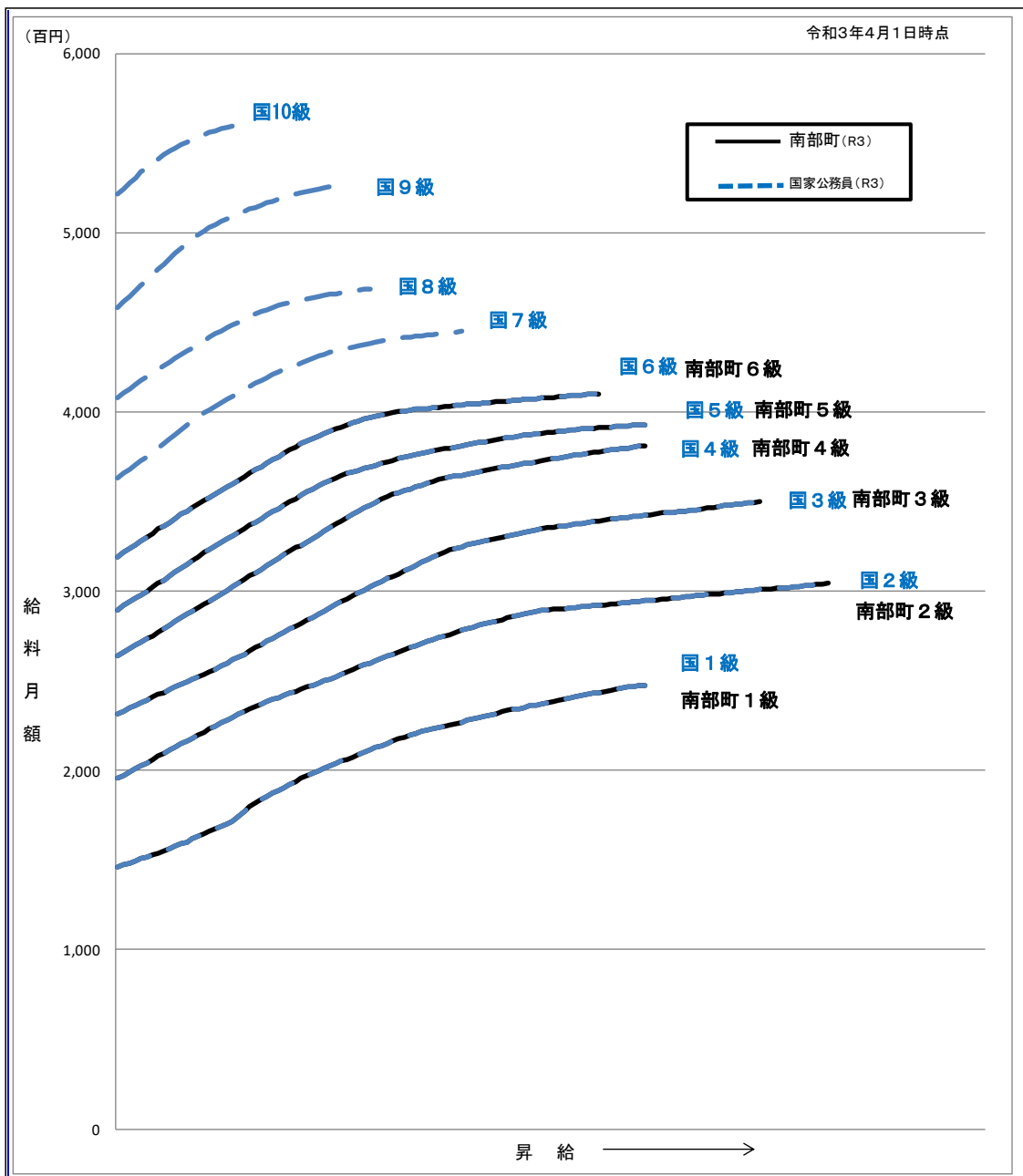
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	特に複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長	11 人	13.6 %	319,200 円	410,200 円
5 級	複雑困難な業務を掌する課長、室長、局長及び次長並びに特に複雑困難な業務を掌する課長補佐、主幹	19 人	23.5 %	289,700 円	393,000 円
4 級	主幹の職務	16 人	19.8 %	264,200 円	381,000 円
3 級	主査、副主査の職務	9 人	11.1 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任の職務	7 人	8.6 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師及び主事補、技師補の職務	19 人	23.5 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月、8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和3年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある部分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある部分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 部 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,443 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,700 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（南部町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある部分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある部分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

南 部 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66950 月分 勤続25年 28.03950 月分 勤続35年 39.75750 月分 最高限度額 47.70900 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 無) 1人当り平均支給額(定年退職) 20,693 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.66950 月分 勤続25年 28.03950 月分 勤続35年 39.75750 月分 最高限度額 47.70900 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例2%~45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

※南部町は地域手当支給対象外地域

支給実績(年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		52		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		26,000		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(年度)		1.8		%
手当の種類(平成 年度手当数)		特殊勤務手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に係る防疫等作業手当の特例	医師・看護師	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業をするもの	4,000円	

※平成19年4月より不快手当・危険手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	19,063	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	197	千円
支給実績(令和元年度決算)	22,419	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	234	千円

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 被扶養者のうち16~22歳の者は5,000円加算	同じ		11,570 千円	236,122 円
住居手当	借家等居住月額16,000円を超える家賃支払者(28,000円上限)	同じ		1,416 千円	141,600 円
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の者 通勤距離に応じ月額2,000円~31,600円	同じ		3,902 千円	46,452 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級1種 月額 41,600円 5級1種 月額 39,700円 5級2種 月額 31,800円	同じ		8,613 千円	478,500 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	691,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 396,000 円
	副町長	- 円	- 円 / - 円
	教育長	554,000 円	- 円 / - 円
報酬	議長	220,000 円	355,000 円 / 200,000 円
	副議長	176,000 円	316,000 円 / 168,000 円
	議員	158,000 円	301,000 円 / 150,000 円
期末手当	市区町村長	(令和3年度支給割合) 4.30 月分	
	教育長	(令和3年度支給割合) 3.350 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給与月額×支給割合(在職月数×42/100)	(支給時期) 任期毎に支給
	教育長	給与月額×支給割合(在職月数×20/100)	任期毎に支給

6 職員数の状況

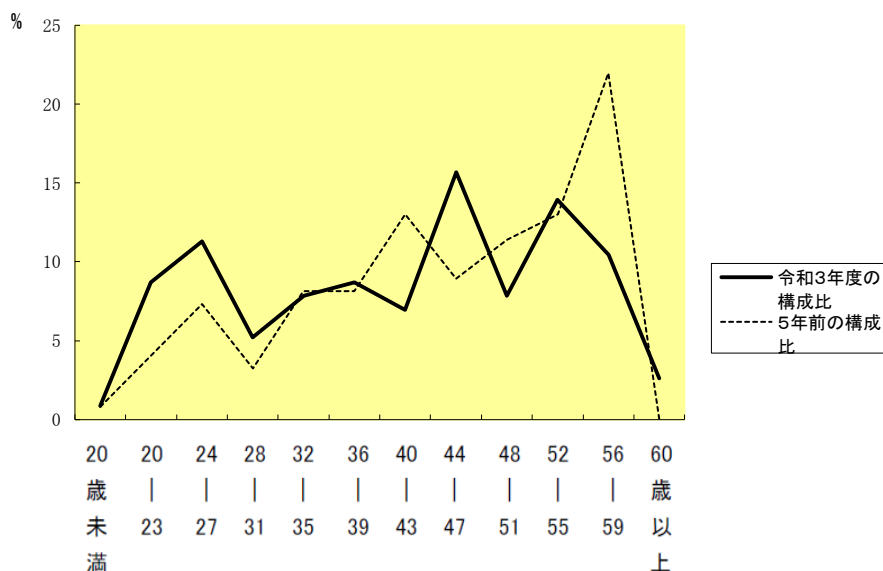
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会・総務部門	33	31	△2	
		税務部門	8	8	0	
		福祉部門	27	30	3	事務係
		経済部門	9	9	0	
		土木部門	6	6	0	
		計	83	84	1	人口1万人当たり職員数 116.02人 類似団体の人口1万人当たり職員数 111.52人
	教育部門	13	13	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	96	97	1	人口1万人当たり職員数 133.97人 類似団体の人口1万人当たり職員数 134.21人	
	公営企業等部門	病院部門	5	7	2	
水道部門		2	2	0		
その他		9	9	0		
小計		16	18	2		
合計	112	115	3			
	[133]	[133]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 158.84人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1	10	13	6	9	10	8	18	9	16	12	3	115

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	28年	29年	30年	31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		89	84	85	82	83	84	▲5 (△7.8%)
教育		15	14	14	13	13	13	▲2 (△7.8%)
消防		—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計		104	98	99	95	96	97	▲7 (△8.6%)
公営企業等会計計		19	17	14	16	16	18	▲1 (△15.8%)
総合計		123	115	113	111	112	115	▲8 (△9.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

- 地方公営企業法を全部摘要する公営企業会計に該当する事業はありませんので様式を省略します。